

2 2 - 1 1 クリーニング

(1) 品目及び判断の基準等

<p>クリーニング</p>	<p>【判断の基準】 ドレンの回収及び再利用により、省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。 エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること。</p> <p>【配慮事項】 揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。 ランドリー用水や洗剤の適正使用に努めていること。 事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 可能な限り低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。 包装材（ポリ包装資材、袋等）の削減に努めていること。 省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。</p>
---------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「クリーニング」は、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）に定めるクリーニング業をいう。ただし、毛布、ふとん、モップ等、他の品目としてリース・レンタル契約により調達する場合、調達先事業者が行う当該製品のクリーニングには本項の判断の基準は適用しない。

2 「ドレン」とは、蒸発してできた蒸気（飽和蒸気）が放熱や熱の利用により凝縮水へ状態変化したものをいう。

3 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（平成 24 年 10 月）に基づく運転をいう。

（参考） ふんわりアクセル『e スタート』 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転 減速時は早めにアクセルを離そう エアコンの使用は適切に ムダなアイドリングはやめよう 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう タイヤの空気圧から始める点検・整備 不要な荷物はおろそう 走行の妨げとなる駐車はやめよう 自分の燃費を把握しよう

4 「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア．エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ．エコドライブに係る責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む。）等の取組を実施していること。

ウ．エネルギー使用実態を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行うこと。なお、その際は、車両の運行記録を用いることが望ましい。

5 「ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア．回収が適切に行われるよう、ユーザに対し回収に関する情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

イ．回収されたハンガーを洗浄し、再使用すること。

ウ．回収されたプラスチックハンガーについて、再使用できない場合にあっては可能な限りマテリアルリサイクルをすること。

6 「低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「1 3 - 1 自動車」を対象とする。

(2) 目標の立て方

当該年度に契約するクリーニング業務の総契約件数に占める基準を満たす業務の契約件数の割合とする。